

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と正社員を区別せず、均等待遇を求めよう！

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

# 「長中局郵便部 手当等不払い事案」に対して、 差額精算が行われます。

## 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3723  
17年1月24日(火)  
・Fax 095-828-1953

先週20日、郵政ユニオン長崎中郵支部に対して、長中局より「10月27日に提出した要求書」について回答がありました。

回答内容は、下記表通りの誠意のない回答で判りにくいのですが、ポイントは以下の通りです。

差額精算について(1)、7(給与規定に則り5年間にさかのぼって清算支給する)。

雇用契約の変更について(2)・・・一部部署を除くほとんどの部署において、



おはようございます。昨朝は、突然の大雪で驚かれた方も多かったのではないのでしょうか。勤務だった社員の皆さん、お疲れ様でした。

本日、昨年10月中旬に判明し、郵政ユニオンが調査・交渉をしていた「長中局郵便部超勤手当等不払い事案」が解決し、差額精算が行われます。

郵便部では、昨日の1月分給与明細書交付時に説明が行われていますが、突然の支給に驚かれた社員も多いと思います。

希望する多数の社員が1週平均40時間を基本とした雇用となりました。(1月8日より)

今回の交渉で、長中

組合の要求	局の回答
1、郵便部では4週間で160時間以上勤務しているにもかかわらず、超過した時間について、125/100の時間外割増賃金が払われていないのは労働基準法第37条違反である。不払いの時間外割増賃金を支払うこと。	法令及び給与規定手続きに則り、適正に対応する。尚、支給すべき賃金等がある場合は速やかに支給する。
2、郵便部では4週間で160時間以上の勤務指定が行われている。この勤務指定は期間雇用社員就業規則第21条(時給制契約社員の勤務時間は、「1日8時間以内、4週について1週平均40時間以内」と規定しています)違反である。直ちに是正するとともに、現行雇入れ条件通知書(1週間平均28時間を基本)を改め、勤務実態に基づいた「1週間平均40時間を基本」とする雇用契約へ変更すること。	業務量などを総合的に勘案し、引き続き適正な雇用管理に努めていく。
3、日本郵便では一時金支給時の支給額計算方法で、7時間雇用と8時間雇用では支給額に大きな差額が出る計算方法を用いている。上記2により、勤務実績に基づく正規の勤務時間を「1日8時間、1週間平均40時間」とし、差額を支給すること。	要求には応じられない。
4、年次有給休暇取得の際には7時間勤務としているが、年次有給休暇取得の際も勤務実態に沿った8時間勤務とし、差額を支給すること。	要求には応じられない。
5、お客様サービス・業務運行確保のため、日勤、中勤、夜勤、深夜勤等の交代制勤務が不可欠な郵便部での安定した労働力確保のために、深夜帯に従事する期間雇用社員の「1週間平均40時間を基本」とする勤務体系と雇用人員確保を行うこと。	業務量に応じた適正な要員配置及び雇用確保を行っていく。
6、今回の要求により、勤務日の減少や勤務時間の減少などの「不利益変更」はしないこと。	業務量に応じた適正な要員配置を行っていく。
7、尚、不払い賃金及び一時金差額精算は過去5年間に遡り調査支給すること。	差額精算が発生した場合は、給与手続きに則り対応する。
8、調査結果・精算支給結果を、対象人数・不払い対象時間・支給総額を郵政ユニオン長崎中央郵便局支部に通知すること。	調査結果については、貴組合の所属組合員以外応じられない。

局は事案の概要(対象人数・不払い対象時間・支給総額)を明らかにすることを目指しました。そのため、支部では社員に対して聞き取り調査を行っています。対象人数・支給金額ともに予想以上に多くなっています。今後も職場で差額精算の実態調査を行い、全体像の解明に努めます。協力をお願いいたします。



1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。